

平成25年第1回玉名市農業委員会総会議事録

平成25年1月30日（水）午後1時 玉名市福祉センター 会議室B
に招集した。

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	東 令佐	2番	取本 一則	3番	清田 順次	4番	西川 英文
5番	井上 清晴	6番	鶴田 克士	7番	永田 知博	8番	永田 達三
9番	荒木ひろ子	10番	坂本 誠二	11番	竹下 宏介	12番	坂西 孝之
13番	本田多美子	14番	森川 正志	15番	丸山 近信	16番	田辺 信之
17番	鎌本 勝利	18番	荒木まつ子	19番	大野 金生	20番	福田 友明
21番	田上 一	22番	原口 邦弘	23番	小路 修三	24番	徳井 勝美
25番	田上 均	26番	小島 昌文	27番	植田 勇一	28番	三川 了
29番	田上 輝行	30番	米野 旨雄	31番	松本 哲海	32番	生田三之利
33番	谷川 文武	34番	岩永 幹生	35番	池本 信秋	36番	小田 募

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

0名

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 永井 正治 次長 西村 則義 係長 二階堂 正一郎
主任 宮田 正文 主任 清田 静香

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第1号	農地の買受適格証明願（耕作目的）について
第2号	農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）
第3号	農地の賃貸借権設定許可申請について（3条許可分）
第4号	農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）
第5号	事業計画変更承認申請について（5条許可後）
第6号	農地の転用許可申請について（4条許可分）
第7号	農地の転用許可申請について（5条許可分）
第8号	農用地利用集積計画の決定について
第9号	農業委員会委員選挙人名簿登載申請書確認について

報 告

- 第 1号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
第 2号 農地の形状変更届について

1. 開 会

○事務局長（永井正治君） 定刻になりましたので、開会したいと思います。

現在の出席委員は委員36名全員の出席でございますので、玉名市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会議は成立しております。

ただいまから、平成25年第1回玉名市農業委員会総会を開催いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（永井正治君） まず、東会長よりご挨拶をいただきまして、引き続き会議規則第4条により議長をお願いし、進行をしていただきます。よろしくお願いいたします。

○会長（東 令佐君） 皆さんこんにちは。本日は何かとお忙しい中出席いただきましてありがとうございます。

それでは、早速ではありますが、議事に入りたいと思います。

本日の議案は議第1号より議第9号まで66件と、報告24件が提案されております。慎重なる審議、よろしくお願いいたします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（東 令佐君） 本日の議事録署名委員は、14番、森川正志委員と15番、丸山近信委員をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（東 令佐君） それでは、議事に入ります。議第1号、農地の買受適格証明書（耕作目的）についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議案の1ページをお願いします。

議第1号、農地の買受適格証明願（耕作目的）について。下記のとおり公売に付される農地の買受適格証明願を承認するものとする。平成25年1月30日提出。
玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、大浜町の願出人で、公売物件が岱明町の畑948㎡です。願出人の経営面積は6,925㎡でございます。入札日が3月7日で、開札日も同じく3月7日で、入札終了後、即時となっております。

附帯決議として、下記に記載しておりますけれども、買受適格証明の交付を受けた者が、最高価買受願出人又は次順位買受願出人となり、3条許可申請が提出された場合は、この審議をもって意見を付して許可するものとする、という附帯決議がつきます。

以上でございます。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。担当委員の説明をお願いいたします。

○7番（永田知博君） 願出人は現在兼業でございますけれども、将来を見越し、規模拡大を図り、農業に取り組んでいきたいということでございます。経営面積も下限面積も満たしております。また申請地も現在荒れ地になっておりますけれども、整地を行い、この地に万次郎かぼちゃを作るという計画だそうでございます。許可相当であると判断します。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地の買受適格証明願（耕作目的）について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第1号は承認することに決定しました。

議第2号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第2号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成25年1月30日提出。玉名市農業委員会会長、東 令佐。

1番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の畑165㎡外9筆、計1万4,076㎡を子へ一括贈与するものです。

2番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田972㎡外2筆、計2,581㎡を甥へ贈与するものです。

3番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の樹園地1,473㎡外16筆、計1万5,695㎡を子へ一括贈与するものです。

4番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の田2,469㎡を子へ一括贈与するものです。

5番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の樹園地462㎡外6筆、計6,479㎡を子へ一括贈与するものです。

6番、天水町の申請人で、申請物件が田崎の畑3,594㎡外2筆、計5,109㎡を甥へ贈与するものです。

7番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の樹園地2,123㎡外4筆、計9,

569㎡を子へ一括贈与するものです。

以上、7件、5万5,978㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし申請内容を審査しました。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などみても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件のすべてを満たしているものと判断しましたので、ご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番より順に、担当委員の説明をお願いいたします。

○27番（植田勇一君） 子どもへの一括贈与であり、子どもさんはイチゴ、それと米の耕作に従事しております。下限面積も十分であり、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 2番。

○23番（小路修三君） これも、譲渡人は高齢のため、甥への贈与であり、甥も頑張っており、米作をしたりトマトなどを頑張っており作っております。許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 3、4、5は関連でございますので、続けてどうぞ。

○33番（谷川文武君） 3、4、5番を説明します。譲渡人、譲受人は親子でありまして、今一緒に米やミカンを栽培しておられます。また下限面積も満たされており、子への一括贈与ということで、許可相当と判断します。

4番については、譲渡人も含め、4名の方の共有所有でございますが、自分の持分を子へ贈与されるということです。

○議長（東 令佐君） 6番、7番続けてどうぞ。

○35番（池本信秋君） 6番の案件について説明します。譲渡人と譲受人は叔父と甥の関係で、譲受人は米とミカンを栽培されておられます。また下限面積も満たされており、許可相当と判断します。

7番、譲渡人と譲受人は親子関係で、一緒にミカンを栽培されておられ、また下限面積も満たされており、子への一括贈与ということで、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。

(なしの声)

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第2号は許可することに決定いたしました。

議第3号、農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第3号、農地の賃貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の賃貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成25年1月30日提出。玉名市農業委員会会長、東 令佐。

1番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の田287㎡外1筆、計3,272㎡を、労力不足と相手方の要望により、平成25年2月1日から10年間の契約をするものです。

2番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の樹園地191㎡を、労力不足と規模拡大により、平成25年2月1日から10年間の契約をするものです。

3番、大倉の申請人で、申請物件が大倉の畑130㎡外5筆、計3,511㎡を、労力不足と耕作便利により、平成25年1月30日から10年間の契約をするものです。

以上、3件、6,974㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項の各号の禁止規定に照らし申請内容を審査しました。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係など見ても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件のすべて満たしていると判断しましたのでご提案申し上げました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番より順に担当委員の説明をお願いいたします。

○32番（生田三之利君） 貸人は労力不足で借人は相手方の要望ということです。借人は米とナスビを栽培しておられます。また所有地及び耕作農地のすべてを耕作しており、労力及び機械の所有状況、下限面積も満たされており、許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 2番。

○36番（小田 募君） 貸人の労力不足、借人の規模拡大ということで、継続の借地ですので、許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、3番。

○14番（森川正志君） 貸人は高齢と労力不足で、借人は娘婿さんでございませう。耕作便利ということで申し出ておられます。許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(東 令佐君) 異議がないものと認め、議第3号は許可することに決定しました。

議第4号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

○事務局長(永井正治君) 議第4号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について、許可するものとする。平成25年1月30日提出。玉名市農業委員会会長、東 令佐。

1番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田1,727㎡を、農業者年金受給に伴う貸付地返還で、平成25年1月30日から20年間契約をするものです。

2番、川島の申請人で、申請物件が川島の田4,023㎡外3筆、計9,337㎡を、農業者年金受給に伴う後継者への再処分で、平成25年1月30日から10年間契約をするものです。

3番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田1,967㎡を、農業者年金受給に伴う貸付地返還で、平成25年2月1日から10年間契約をするものです。

4番、小浜の申請人で、申請物件が小浜の田653㎡を、労力不足と相手方の要望により、平成25年2月1日から15年間契約をするものです。

5番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑1,724㎡外17筆、計2万6,693㎡を、農業者年金受給に伴う再設定で、平成25年2月1日から30年間契約をするものです。

以上、5件、4万377㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、地域との関係など見ても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件のすべてを満たしているものと判断しましたので、ご提案いたしました。よろしくご審議をお願いします。

○議長(東 令佐君) 説明が終わりました。受付番号1番より順に担当委員の説明をお願いいたします。

○27番(植田勇一君) 農業者年金受給のための使用貸借権であり、問題ないものと判断します。

○議長(東 令佐君) 2番。

○11番(竹下宏介君) 使用貸人、使用借人は親子関係であり、後継者に経営移譲し、農業者年金を受けるため、認可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 3番。

○26番（小島昌文君） 農業者年金を受けるための移譲で親子関係です。作物は芋などを作っています。許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 4番。

○6番（鶴田克士君） 貸人、借人とも労力不足と相手方の要望ということでございまして、借人の方も年を取っておられますが、家族の方が手伝うということで、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 5番。

○36番（小田 募君） 農業者年金受給のための再設定ですので、許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に進みます。

農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第4号は許可することに決定しました。

議第5号、農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第5号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。平成25年1月30日提出。玉名市農業委員会会長、東 令佐。

1番、申請物件が岩崎の雑種地、地目は畑でございます。面積が208㎡で、当初計画者は昭和56年3月に個人住宅として転用許可を受けたが、許可後に父親が急逝したため、母親と実家で同居することとなりました。そのため、個人住宅建設が困難となり、現在に至っております。承継者は、隣接する住宅の敷地が狭く、宅地拡張、駐車場等の確保のため、今回変更されるものでございます。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。担当委員の説明をお願いいたします。

○3番（清田順次君） 事業の変更承認ということで、今事務局からお話があったとおりで、当初計画は個人の住宅を建設ということになっておりますが、お父さんが亡くなられたということで、継承者は、隣接する住宅というようなことから、狭いと

いうことで、駐車場を建設すると。許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。

（ありませんの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第5号は許可相当と意見決定することに決定しました。

議第6号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第6号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成25年1月30日提出。玉名市農業委員会会長、東 令佐

1番、申請物件が築地の畑169㎡外1筆、計300㎡で、転用目的が20.46KWの太陽光発電施設です。農地区分は住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

2番、申請物件が横島町の田410㎡で、転用目的が農家住宅です。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地内にある農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則2日でございますけれども、申請にかかる土地の周辺地域において居住するものの日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものということで、例外的にこれは可能であります。

3番、申請物件が富尾の畑1,064㎡外1筆、計1,892㎡で、転用目的が46.08KWの太陽光発電施設及び建設資材置場です。農地区分は、住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

4番、申請物件が下の畑65㎡で、転用目的が山林です。農地区分は、中山間地域に点在する農地で第2種農地に該当し、申請地の外に適当な代替地がないものと判断しています。

以上4件、2,667㎡をご提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準すべての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断しましたので、ご提案申し上げております。農業委員さん同道の上現地調査を行っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番より順に担当委員の説明をお願いいたします。

○4番（西川英文君） 現場は、住宅地の中にある農地でございまして、現在は家庭菜園として利用されております。地主は都会から定年退職して帰られた方で、現在農業はしていらっしゃいませんが、親から遺産相続としてもらった土地でございまして。それを、土地の有効利用という形で太陽光をしたいということで、現場を見てきましたけれども、別段問題があるようなところでもないし、雨水は自然浸透、あるいは余った水は側溝に流すということで、周辺に対する影響はないものと考え、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 2番は始末書が添付されておりますので、まず事務局より始末書の朗読をお願いいたします。

○事務局（二階堂 正一郎君） — 2番の案件について始末書朗読 —

○議長（東 令佐君） それでは、担当委員の説明をお願いいたします。

○26番（小島昌文君） 農家住宅で、現住所に隣接しており、給水は従来の井戸から引くようにします。雨水は、四隅に枡を設置し、排水路に流します。汚水は、市の公共下水道に流入します。敷地内のコンクリブロックを積み、土砂の流出のないように配慮することによって許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 3番も始末書が添付されておりますので、事務局より朗読をお願いいたします。

○事務局（二階堂 正一郎君） — 3番の案件について始末書朗読 —

○議長（東 令佐君） それでは続いて担当委員をお願いします。

○2番（取本一則君） 始末書の朗読のとおりでございまして、本人も大変恐縮しております。本人は建設業をされておりました、重機等は持っております。この農地が2筆に分かれとった関係で、機械で1枚の畑にしようとしておりました。そのとき、小岱山系のところがございますので、大変石がそこらからいっぱい出てまいったわけでございます、その石を、農地の周囲に積んで、それを建設業をやっているものですから、農業用一部倉庫ですか、小さい倉庫を、機械倉庫みたいなものをちょっと建設しておったということであります。現場を見てまいりましたけれども、日当たりもいいところで、太陽光発電には適しているところかなと思っております。太陽光につきましては、雨水等排水は発生しないものですから、周囲を高くいたしまして、その敷地内に排水溝を設けまして、入ったものを外に流すということでございます。建設中には周囲に80cmくらいのフェンスをいたしまして、外からのいろんな弊害がないような新たにフェンスをするということでございます。能力につきましては、46KWで、枚数が192枚の太陽光を設置すると。年間の積算燃料は5万2,563KWアワーということでございまして、大体、この間新聞でちょっ

と見たところ、1KW42円で今売電がなされている状況で、3月までに九州電力と契約すると幾らか蓄電にできるということで、本人も少しでも家庭の生活の足しになればということで、この太陽光を計画したいということでございました。許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 4番も始末書が添付されておりますので、朗読をお願いします。

○事務局（二階堂 正一郎君） — 4番の案件について始末書朗読 —

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明をお願いします。

○15番（丸山近信君） 現地は、この山を乗り越してから北端になります。ほとんどこの地は山林業が多いところです。景氣的に、40年前に畑の中に新しく植ったしということで、スギが15本くらいまだ残っているということで、私は許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。

○7番（永田 知博君） 2番について、ちょっとお尋ねしますがけれども、今回が農家住宅ということですがけれども、以前から農業用倉庫が建っておったということですがけれども、その時点での転用許可というのは出とったんですか。

○事務局長（永井正治君） その時点では、転用許可は出ておりません。

○7番（永田 知博君） それでは、無断転用だったわけですか。

○事務局長（永井正治君） そうですね。昭和32年ぐらいに建てられております。

○7番（永田 知博君） その時点で、もう410㎡を整備してあったわけですか。

○事務局長（永井正治君） 410㎡の1筆の中に小屋が建っていたということです。5月にその小屋を解いて、母屋の方を掘削工事するときに、実は農地だったということがわかったんです。

○7番（永田 知博君） わかりました。

○議長（東 令佐君） 他にご意見、ご質問ありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第6号について許可相当と意見決定することに決定しました。

議第7号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第7号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成25年1月30日提出。玉名市農業委員会会長、東 令佐。

1番、賃貸借の物件で、申請物件が大倉の畑982㎡で、転用目的が49.92KWの太陽光発電施設です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、議第5号の1番との関連で、申請物件が岩崎の雑種地、地目は畑でございます。面積が208㎡で、転用目的が宅地拡張です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が岱明町の畑285㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は上下水管が2つ以上埋設された道路沿いで、かつ申請地から概ね500m以内に2つ以上の教育・医療施設が存在する区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

4番、申請物件が岱明町の畑473㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当します。申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

5番、申請物件が下の田732㎡で、転用目的が個人住宅及び倉庫です。農地区分は住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の外に適当な代替地がないものと判断しております。

6番、申請物件が築地の田370㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は上下水管が2つ以上埋設された道路沿いで、かつ申請地から概ね500m以内に2つ以上の教育・医療施設が存在する区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

7番、申請物件が築地の田347㎡で、転用目的が1棟の建売住宅です。農地区分は上下水管が2つ以上埋設された道路沿いで、かつ申請地から概ね500m以内に2つ以上の教育・医療施設が存在する区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

以上、7件3,397㎡をご提案申し上げております。申請内容を農地転用許可区分すべての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合のないものと判断しましたので、ご提案申し上げております。地元委員さん同道の上現地調査を行っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番より順に担当委員の説明をお願いいたします。

○14番（森川正志君） 今回の借人の人は、以前息子さんが太陽光パネルを設置されたすぐ近くに適した農地がありましたので、ではそこということで今回設置され

ました。このパネルは208枚で49.92KWの配電になります。目標を持っておられます。何しろ、息子さんが九州電力に出よらすもんだけんですね、もうせにやいかんということで、やっておられます。許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 2番。

○3番（清田順次君） 議第5号1番と関連でございますが、譲受人の住宅先に今回の畑地があるということです。当該のところは宅地拡張で、砂利道を敷き、駐車場と庭ということで、雨水は地下浸透というようなことで、何ら問題ないということで、許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 3番。

○22番（原口邦弘君） これは個人住宅の申請で、譲渡人、譲受人は親子の関係です。建設者は現在両親と同居しております。上の子どもも中学生になり、下の子どもも今度は小学校に入ったということで、父所有の土地の一角を譲ってもらって建設をするものです。住宅は小学校区の近くにありまして、非常に便利がいい場所です。建築面積は103.5㎡になります。給水は上水道が使えますので上水道を、生活排水も公共の下水道を利用するというごさいます。雨水は排水柵より側溝に流して、近隣への迷惑がかからないようにするというごさいます。周辺地の被害発生はないものと考え、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 4番。

○20番（福田友明君） 譲受人は玉名市に住んでいて、介護施設の職員であります。転用目的は、書いてありますとおり、個人住宅であり、第2種農地の農用地区域外であります。申請地は玉名工業高校の東側に位置し、また周辺は閑静な住宅地であり、生活環境については便利な場所でもあります。給排水計画ですが、給水は市の上水道を利用し、また生活雑排水については、合併浄化槽5人槽を設置して、側溝へ流し、雨水は雨水柵を設けて側溝に流す計画であります。現地調査してまいりましたけれども、隣接所有者及び周辺地の被害はないと考え、本件は許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、5番。

○15番（丸山近信君） 現地は玉東瀬川線に接しており、公民館より約100m西側です。それから、申請地は東側を排水路を挟んで、玉東瀬川線が走っています。それから南側にも道路、西側には里道、北側には山林ということで、隣接地に被害が及ぼすことはありません。生活雑排水は、合併浄化槽による処理後既存の排水路に排水するというごさいます。それから雨水は自然浸透です。それから転用面積が500㎡を超えていますが、隣接する防水工事用の施設を住宅の中に倉庫兼車庫として建設するというごさいます。現地確認結果、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 6番。

○4番（西川英文君） 6番、7番につきまして説明をいたします。現場は築山小学校の前の方の住宅地の中です。現在も2戸の新築がなされておりますけれども、そのすぐ隣接地でありまして、東側を市道が通っておりまして、それに上下水が通っておりますので、それを利用するというのと、雨水は集合桝から側溝に流す、あるいは自然浸透ということですので。ここ辺は住宅に向いておりまして、早くこういった土地は住宅地に潰していった方がいいと。それでないと、周辺の農地が非常に困るという方針でございますので、許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第7号について、許可相当と意見決定することに決定しました。

議第8号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第8号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により平成25年農用地利用集積計画（案）による利用権の設定等について次のとおり意見決定するものとする。平成25年1月30日提出。玉名市農業委員会会長、東 令佐。

別紙 農用地利用集積計画（案）のとおり、玉名市長より意見を求められております。16ページから19ページまでの37件の集積です。所有権移転が3件の1万1,250㎡、利用権設定が32件の9万1,017㎡、利用権転貸が2件の8,230㎡で、合計37件の11万497㎡の集積でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えご提案申し上げております。よろしくご審議をお願いします。

○議長（東 令佐君） 事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。

○36番（小田 募君） 8番の案件はハウスか何かですか。

○事務局長（永井正治君） 8番については、これはトマトハウスでございます。

○議長（東 令佐君） 他に質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農用地利用集積計画決定について、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第8号は原案どおり意見決定することに決定しました。

議第9号、農業委員会委員選挙人名簿登載申請書確認についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第9号、農業委員会委員選挙人名簿登載申請書確認について。別紙、農業委員会委員選挙人名簿登載申請書を確認するものとする。平成25年1月30日提出。玉名市農業委員会会長、東 令佐。

選挙人名簿登載申請書につきましては、農業委員会等に関する法律、施行令第3条第2項の規定によりまして、申請書を受理したときは、1月31日までに申請書に記載された事項についての意見を付して、市の選挙管理委員会に送付しなければならない。併せて同条第3項の規定で、登載申請書を提出しないものがあるときは、農業委員会はその者について、同法の申請書に代わるべき文書を作成し、選挙管理委員会に提出することができる。という規定がございますので、確認をしていただきたいと思います。確認し、異状がなければ、ここで意見決定をして選挙管理委員会へ提出したいと思います。

○議長（東 令佐君） 事務局より説明が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） なお、農業委員会等に関する法律の施行令第3条第3項に、選挙権を有する者で申請書を提出しない者があるときは、農業委員会はその者について申請書に代わるべき文書を作成し、選挙管理委員会に提出することができるので、各委員の判断によりチェックを入れるようにしたいと思います。

○4番（西川 英文君） 今のことですけれども、毎月12月に広報で回ってきますよね、この選挙人名簿提出書類が。それを1月10日までに農業委員会に出さなごとなつとるですね。それを出さなかった人を、ここで農業委員がチェックして名前を書いて出していいということでしょう。ということは、そのとき出さなくてもいいということですか。そういった手続きはせんでも、ここで認めればいいということになるわけですね。

○議長（東 令佐君） 原則としては、出さなければならないと。

○4番（西川 英文君） それともう一つは、それを出さないために、許可を得ずにこ

ここで勝手にしていいかということですかね。

○議長（東 令佐君） それは、いいように決まっているそうです。

○4番（西川 英文君） その辺がちょっと問題があるんじゃないですかね。

○事務局長（永井正治君） 先ほど申し上げておりますけれども、農業委員会はその者について同法の申請書に代わるべき文書を作成して選挙管理委員会に提出することができるということになっておりますので、申請書がない者についても、農業委員会で認める者については、選挙権を有することができます。ただ、農業委員会の職員としては、その者たちが60日以上耕作従事しているかどうかという判断はできません。そこで、地元の農業委員ということで、その辺の確認をしていただいて、出し忘れもありますし、故意に出してない方もおられるかとも思います。非常にちょっと各委員さん判断が難しいとは思いますが、その辺の判断は十分各自の判断にお任せしたいというふうに考えております。

○14番（森川正志君） その1月10日からどれだけという期間がありますか、提出しなかった人の申請を、ここでただいつでも丸を付けていいというあれじゃなかでしょう。

○事務局長（永井正治君） 農業委員会は、1月31日までに選挙管理委員会に送付しなければならないというふうに決まっておりますので、提出締め切りを1月10日までにして、10日以降今日まで上がってきた分は全部チェックを職員でしております。今日、委員さんに最終確認をしていただいて、意見決定して、それを1月31日、選挙管理委員会の方に報告するということになります。

○14番（森川正志君） ということは、20日間ですね。

○事務局長（永井正治君） はい。

○2番（取本 一則君） 今日名簿を確認して、それに載っとらんやつがあつて、各委員さんがこの人間は載っとらんばつてん百姓をちゃんとしよるよというのは付け足しても、ここではよかということです。ということは明日は出さなんけん今日せなんわけです。

○事務局長（永井 正治君） すみません、補足ですけれども、これはあくまでも農業委員会台帳に登録のある10a以上耕作者がということで、2町も3町もヤミ耕作している人は、うちには登録がないわけですから、これは選挙権はありませんので、そこはご理解をしていただきたいと思います。

○議長（東 令佐君） 他にございませんか。はい、どうぞ。

○16番（田辺信之君） 先般、うちの部落で集会があつて、選挙人名簿をわざわざ区長さんに持っていったものだから、小組合長さん宅に、ちょっと家の近くだけんよかつじゃなかろうかという提案があつたんですよ。選挙人名簿には区長さんと書い

てあるとですよ。集会の質問の中で、小組合長さんではいかんとだろかという話があったんですよ。区長さんところに行くのは大事だけんという。

○事務局長（永井 正治君） その辺は区の話し合いの中でやっていただいて、最終的には小組合長さんで集められる分であれば、小組合長さんがまた区におられると思いますので、その方がまた区長さんに届けていただいて、区長さんから提出していただくならばいいと思います。

○議長（東 令佐君） 他にこの選挙人名簿の質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農業委員会委員選挙人名簿登載申請書確認について、原案どおり確認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第9号は原案どおり確認することに決定しました。

-----○-----

5. 報告

○議長（東 令佐君） 報告第1号、報告第2号について、事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 報告第1号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。平成25年1月30日提出。玉名市農業委員会会長、東 令佐。

今回は、22件の解約の通知を受理しております。

続きまして、27ページをお願いします。報告第2号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。平成25年1月30日提出。玉名市農業委員会会長、東 令佐。

今回は、2件の届を受理しております。2件とも1.2m程度盛土して、野菜畑として利用するものでございます。

以上、ご報告を終わります。

○議長（東 令佐君） 事務局より報告が終わりました。質問などございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） その他、何かございませんか。

○13番（本田多美子君） さっき適格証明の説明のとき、万次郎かぼちゃを言いよんなはったじゃなかですか。天水の人にも聞きたいんですけども、万次郎かぼちゃは、販路か何かはもうある程度確立しとつとでしようか、今の段階で。あれは、

高かばってんが、手の要らんでできるけんということで、広がると思うばってん、販売先はどうなっているのかなと思って。もし、ご存じなら。

○32番（生田三之利君） 天水に1箇所あるんですよ。あそこが大体買い付けになっているです。

○13番（本田多美子君） 全部、それなら万次郎かぼちゃは、どこでも結構作りよんなはるとに、その天水の方にみんな集荷して。

○32番（生田三之利君） 大体持っていきよるようです。

○13番（本田多美子君） かぼちゃ自体の販売もばってん、植えるときの苗もそこから仕入れなはるんでしょね。

○36番（小田 募君） 苗は高知県の種苗会社が置いていますので、そこから買って植えるのです。

○13番（本田多美子君） 販売は、だけん植わったら、結局自分でせなんということかなと。特殊なものだけん、なかなか売れんじやなかですか。だけん、耕作放棄地に推薦する場合に、何か販売まである程度確立できてるのかなと思って。まだ、そういうところできてない。

○36番（小田 募君） 今、個人でかなり広げてしよんなはる人はおるけど、彼は彼なりの販路を持ってしよらすと思います。八代やら県内域。

○13番（本田多美子君） はい、わかりました。

○議長（東 令佐君） 他にございませんか。

（なしの声）

-----○-----

6.閉 会

○議長（東 令佐君） ないようですので、これをもちまして、第1回農業委員会総会を閉会したいと思います。慎重なる審議まことにありがとうございました。

-----○-----

閉 会 午後2時07分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成25年1月30日

玉名市農業委員会会長 東 令 佐

農 業 委 員 森川 正志

農 業 委 員 丸山 近信